

報告第1号

専決処分の報告について

議会において指定されている事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成25年2月25日

北本市長 石津賢治

専 決 処 分 書

次のとおり和解をし、損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、専決処分する。

1 相 手 方

2 事故の概要

平成23年10月23日（日）午後4時40分頃、北本市中央2丁目172番地先北本駅西口駅前広場において、相手方が歩行中にアスカーブ（仮設の縁石）につまずいて転倒し、右手首及び右膝を負傷したものである。

3 損害賠償の額 193,790円

平成24年12月26日

北本市長 石 津 賢 治